

1996年8月5日

環境庁長官 岩垂 寿喜男 様

札幌市中央区北 加森
北海道自然 俵 浩三

(Tel. Fax. 011-251-5465)

今回の環境影響評価法案の起草にあたり、以下の点を要望します。

1) 計画自体のアセスメントの実施

すべての開発行為を環境保全という観点から審査し、必要に応じて適切な規制をするために、場所を選定する以前の基本構想の段階から、計画の概要、地域の環境にあたる大まかな影響を住民に公開し、住民の意見を聞くための、いわゆる「計画アセスメント」を導入すべきこと。

国・地方自治体のおこなう公共事業の場合には、港湾計画、河川工事実施基本計画、水資源開発基本計画、空港整備基本計画、電源開発基本計画、下水道基本計画などの上位計画、それに都市計画などが策定されるのが普通であり、計画によって内容は若干異なるが、この段階で計画のもたらす自然環境・社会環境へのメリット・デメリットを評価することは十分に可能である。

また、森林計画、土地利用計画などのように、住民の意見書提出や公聴会の定めがある計画は、必ず環境影響評価を実施すべきこと。

2) 計画策定の早期の段階での評価の実施

民間事業の場合には、事業計画概要書、環境影響評価計画書などの提出・公表手続を設け、環境影響調査の開始前から、住民の意見をきく手続を設けること（後述6と一部重複）。

また、従来の地方自治体の実務では、計画段階から、環境影響評価調査等について事前指導を実施しており、環境影響調査計画書の作成・提出、指導の根拠を法律に明記すべきである。

3) アセスメント対象事業の拡大

大規模な事業に限らず、環境への影響が心配される箇所（自然保護地区、湿原、野生生物生息地、河口域、その他のセンシティブな地域など）においては、規模の大小にかか

ならず、必要に応じてアセスメントを実施する手続を設けること。また、採石、土石採掘などの自然改変が著しいものも対象に加えること。

4) 代替案の検討と記載、より影響の少ない案の選択

「合理的に実施可能な代替案」の記載を求め、代替案相互の比較検討の結果の記載を定めること。選択された案（たとえばA案とする）の他に「より環境への影響が少ない案」（たとえばB案とする）があった場合には、B案を選択することを義務づけ、B案を選択するのが経済的・社会的に困難な場合にのみA案の選択を認め、理由を記載すること。

5) 評価項目

典型7公害、自然環境の保全に係るもの（地形、地質、植物、動物、自然景観）に限らず、以下のものを評価項目に加えること。

- ①日照、電波公害、気象、都市景観、歴史的・文化的環境（遺跡、文化財など）などを加え、とくに大規模施設の場合には、ごみ・し尿処理の増大による影響などを項目に加えること。
- ②とくに生態的にデリケートな地域（自然保護地域、湿原、海浜、河川、河口域など）については、生態系・生物多様性への影響を重視した、より詳細で広域的な調査・予測・評価を義務づけるなど、弾力性のある運用を可能にすること。
- ③影響予測については、事業計画区域に限らず、生態的に一体をなしている周辺地域を含めて調査し、影響を予測すること。また、事業が分割して実施されるときには、全体の計画の影響を予測すること。事業の長期的・累積的影響を予測すること。
- ④国で一律に評価項目を決定するのではなく、地方の実状を考慮することを明示すること。具体的には、動植物の地域個体群への影響、地方版レッドデータブック、自治体指定の史跡・名称・天然記念物への影響を重視すること。

6) 意見書の提出者の範囲の拡大

評価書に対して意見書を提出できる者の範囲を「関係地域の住民」に限定せず、「関係地域の住民及び意見のある者（団体を含む）」に改め、全国的な関心のある事項については、広く全国からの意見書の提出を認めること。

7) 環境影響調査計画書の作成と公表、事業者の見解書

- ①アセスメントの着手前に、事業の概要書の提出、公表、閲覧を義務づけること。

- ②同じくアセスメント着手前に、環境影響評価実施計画書の作成・提出を義務づけ、アセスメントの実施方法、場所、時期等について、住民への説明、意見書提出等の手続を明記すること。
- ③住民から出された質問・意見を事業者に送付し、事業者の解答（見解書）を求めること。事業者から国に提出された見解書は公開し、縦覧すること。
- ④開発業者の住民への説明義務、環境影響評価書配布義務などを明示すること。

8) 説明会、公聴会の原則開催

説明会・公聴会は、開催を義務とすること。また、説明会・公聴会記録（議事録）は公開し、説明会に参加できなかった住民の便宜に供すること。また、環境影響評価審議会に出す書面は、公述人の陳述意見の全文とするよう運用を改めること。やむを得ず要旨を作成するときは、公述人に要約文について訂正申立ての機会をあたえること。

9) 事後監視手続の整備

環境影響評価書記載の事項が遵守・履行されているかどうかについて、事後追跡・事後審査の手続を整備すること。具体的内容は、以下のとおり。

- ①着手届の事実の公表、実施状況報告書、結果報告書、（必要に応じた）事後調査計画書・報告書の提出を義務づけること。
- ②評価書には有効期限を設け、着工までに期間があり状況が変化したときには、再度、環境影響評価を義務づけること。
- ③違反行為に対する勧告・公表・処罰を定め、住民に、実施状況および事業完了後の状況に関する意見書・是正申出書の提出を認めること。

10) 環境影響評価書の信頼性を高めるための措置の検討

評価書の内容を正確で信頼性の高いものにするための方策をとること。具体的には、アセスメント業者への技術指導・監督体制の整備、アセスメント業者の登録制度、一定規模以上の開発行為については道（ないしその指定する機関）がアセスメントを代行する、特定の重要事項については（環境影響評価審議会以外の）第三者機関に調査依頼する、など。

また、評価書作成者、調査・予測・評価の責任者・担当者の氏名、所属、専門分野などを評価書に明記することことを規定すること。

以上